



行政相談委員のご紹介

行政相談委員とは

- 行政相談委員法に基づき総務大臣から委嘱されたボランティアの民間有識者で、各市区町村に配置されています(旭川センター管内 81 人)。地域住民からの相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する通知などを行っています。

行政相談委員の活動内容

- 国や独立行政法人の仕事、地方公共団体が行う法定受託事務、国の委任や補助を受けて行っている事務など、国の行政全般に関する相談を扱っていますが、市町村の事務についても、必要に応じて関係機関に連絡するなど幅広い相談に対応しています。
- 市区役所・町村役場などで定例や特設の行政相談所を開設し相談を受け付けているほか、自治会など地域の団体との行政相談座談会や小中学校などで行政相談出前教室を開催しています。
- このほか、あらゆる機会を活用して、行政相談制度の周知活動を行っています。



▲ 定例行政相談所



▲ 行政相談座談会

上富良野町担当の行政相談委員

- 行政相談委員が貴町の業務に関する相談などを受けた場合は、関係部署に相談内容をお伝えし、ご照会させていただくことがありますので、その際にご協力よろしくをお願いいたします。

定例行政相談所

■ 日 時 / 毎月第 1 火曜日

13:00~16:00

■ 場 所 / 保健福祉総合センター

(心配ごと相談と合同で、月毎に当番制)

※ 開催日時については、変更になる場合があります。

行政相談委員証

氏名 た なか ひろし
田 中 博



困ったら 一人で悩まず 行政相談

上記の者は、総務大臣が委嘱した行政相談委員であることを証明する。

総 務 省

委嘱年月日：平成 19 年 4 月 1 日



総務省の行政相談とは 総務省の行政相談は、担当行政機関とは異なる立場から、行政などへの苦情や意見、要望を受け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。



総務省行政相談センター

北海道管区行政評価局

まぐみみ旭川 旭川行政監視行政相談センター

旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎西館5階 電話:0166-38-3011

